

『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生

vol.18

第18回 産業廃棄物排出事業者の責務。マニフェストその1

中級編



LISA

皆さん、こんにちは。前回までは産業廃棄物委託契約書について、数回お届けしました。今回はどんな話？じゃ、先生、お願いします。



LISA

はいはい、何回か契約書の話が続いたので、系統立った流れが見えにくくなつたね。一回、復習、確認してみよう。

まず、廃棄物処理法を勉強するときの基礎知識、3つ。なんだつたかな。



LISA

よく覚えていたね。去年の内に1. 物の区分、2. 処理業許可制度、3. 排出事業者だったよね。



丸暗記はしていないけど、たしか廃棄物処理法第12条でしたよね。え～と、たしか第12回でやった・・・

1. 処理基準を守ること
2. 処理責任者を置くこと（一定の条件に該当する事業場では）
3. 帳簿を備えること（一定の条件に該当する事業場では）
4. 処理計画を策定しそれを報告すること（一定の条件に該当する事業場では）
5. 委託基準を守ること
6. マニフェストを正しく使用しなければならないこと
7. 委託処理状況の確認

でしたね。



そう、その「5. 委託基準を守ること」の一つとして、委託契約書があるんだつたね。だから、今回はその次「6. マニフェストを正しく使用しなければならないこと」に入りましょう。リサちゃんは、マニフェストについてはどの程度知ってるかな？



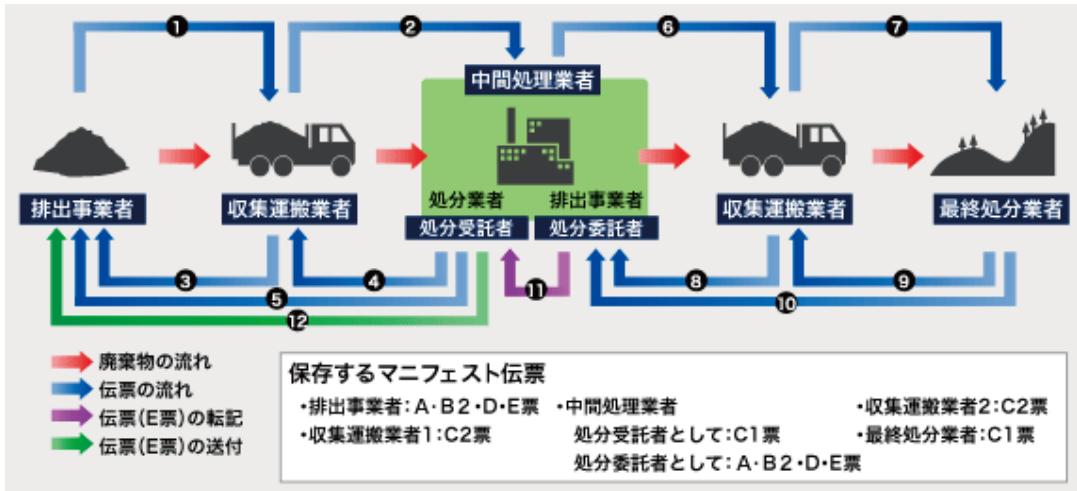
LISA

産業廃棄物を専門の許可業者さんに委託する時に、交付しなくちゃならない伝票よね。いつも悩まされているから、それくらいはわかるわ。



じゃまず、マニフェストそのものと、その流れを確認してみようか。





まず実用になる情報から。正直言って、マニフェストを法令の規定通りに運用するのは、なかなか難しい。そこで、環境省もこれまで何回か通知を出している。最新で詳しいのは平成23年3月17日に発出された「産業廃棄物管理票の運用について」という通知があるから、実際に担当する人は一度は読んでいた方がいいね。



ちょっと待って。すっと流されそうになったけど、気になるフレーズがあったよね。「法令の規定通りに運用するのは、なかなか難しい」って。じゃ、この通知には「法令通り」でなくてもいいような話が書いてるの？



するどくなつたねえ。しょうがない、一つ紹介しよう。たとえば、マニフェストは「産業廃棄物の種類ごとに交付する」とある。「産業廃棄物の種類」ってなんだっけ？



基礎知識で嫌になるほど教えられたわ。廃プラスチック類とか金属くずとか言った20種類ね。



正解。では、不要になったプリンターを扱える許可は？



これも勉強したわ。原則的にはパーツ、パーツで考える、だったよね。だから、プリンターなら構成している部品の材質を考えて、たいていは廃プラスチック類、金属くず、あとはガラス陶磁器くずかな。



となると、不要なプリンターを1台委託する時は、産業廃棄物の種類は3種類だからマニフェストは3枚交付しなくてはならない。これが原則なんだけど、この通知の中には、「複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合には、これを1つの種類として管理票を交付して差し支えないこと。」とある。電子マニフェストの入力例示では「廃家電」の項目を作ったりしているね。



へええ、杓子定規、四角四面に考えなくともいいってことかあ。ねえねえ、その他になんか役に立つこと書いてないの？日頃は役に立たないことしかしていないんだから、こういう機会に少しばは貢献してよ。

ひどいことを言うなあ。まあ、ある意味真実だから、じゃ、もう一つ。マニフェストには、委託する産業廃棄物の「量」も書かなくちゃならないよね。ところが、排出事業所のほとんどは重量計、いわゆる「秤(はかり)」を装備しているところなんて、ほとんどない。そこで、なにもきっちりと「○○kg」とか書かなくてもいいってしてるんだ。



LISA

具体的には?



たとえば、「ドラム缶1本」とか「10トンダンプ一台分」とかもしょうがないねってことでしょうね。まあ、常識で判断して桁違いなこと書いちゃうと「虚偽記載」って言われちゃうけど、そこまでいかないんだったら一般社会で通用するような表現でいいよってことかな。



いろいろ、あるのね。一度、その通知を読んでみようっと。



マニフェストについては質問も多いことから、次回も、別の面からもう一度取り上げることにしましょうかね。



BUN先生の今回のまとめ

- マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付は、排出事業者の義務。
- マニフェスト記載法定事項はいくつかあるが、実際の運用に関しては「通知」で示している。
- 「通知」によれば、実際にはフレキシブルな運用も容認されていることが多い。

今回の練習問題

問1、廃家電(家電リサイクル法対象物以外のもの)を扱う時に必要な許可品目は、通常どのようなものでしょうか?

問2、本文で紹介した「複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合」の具体例として通知では「シュレッダーダスト」という「物」が登場します。この「シュレッダーダスト」とは何でしょうか?

答えは次のメルマガで(^-^)/

前回の問題の解答

問1、コンクリートくずを破碎して再生碎石にしている業者と委託契約を締結する際、委託契約書の「処分又は再生の方法」はどのように記載することになりますか?

BUN見解/そのまま「コンクリートくずの破碎」と記載しても、違法と言うことではありませんが、「再生」を委託していますので、具体的に「コンクリートくずを破碎し、再生碎石を製造」と記載した方がよりよいでしょう。

問2、問1において、「⑫処理後に残渣が発生する場合は、最終処分関連条項記載・最終処分(埋立・海洋投入又は再生)の場所の所在地・最終処分の方法・埋立の場合は「処理能力」として、「許可された埋立容量」を記載。」の欄にはどのように記載したらよいでしょうか?

BUN見解/「再生」は、本文中の「産業廃棄物管理票の運用について」という通知の中でも「埋立処分」「海洋投入処分」と並んで最終処分の一つの方法である旨記載されています。よって、「再生」することで残渣が発生しないなら、「残渣は発生しない」と記載してよいでしょう。しかし、多くの場合は、何らかの「残渣」が発生します。その際は、それを埋め立てる最終処分場について必要事項を記載しておく必要があります。